文部科学省における安全教育 (生活安全、交通安全)の取組について

令和3年7月14日



学校における安全教育(生活安全)

安全に関する指導⇒体育科(保健体育科)、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行う。

幼児教育

健康

危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方がわかり、安全に気を付けて行動する

特別活動(学級活動・ホームルーム活動)

小学校

【心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成】 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進する ことや,事件や事故,災害等から身を守り安全に行動すること。

体育科•保健体育科

- ・けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。
- ・けがを防止するために,危険の予測や回避の方法 を考え,それらを表現すること。

中学校

【心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成】 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心 身の健康を保持増進することや,事件や事故、災害 等から身を守り安全に行動すること。

- ・応急手当を適切に行うことによって,傷害の悪化 を防止することができること。 また,心肺蘇生法などを行うこと。
- ・傷害の防止について危険の予測やその回避の 方法を考え,それらを表現すること。

高等学校

【生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や 規律ある習慣の確立】

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや,事件や事故,災害等から身を守り安全に行動すること。

- ・適切な応急手当は傷害や疾病の悪化を軽減できる こと。応急手当には、正しい手順や方法があるこ と。また,応急手当は,傷害や疾病によって身体が 時間の経過とともに損なわれていく場合があること から,速やかに行う必要があること。心肺蘇生法な どの応急手当を適切に行うこと。
- ・安全な社会生活について,安全に関する原則や概念 に着目して危険の予測やその回避の方法を考え, それらを表現すること。

※幼稚園教育要領、学習指導要領より一部抜粋

学校における交通安全教育

● (国) 第2次学校安全の推進に関する計画(学校保健安全法第3条第2項)

施策目標5「全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。」

●(学校)学校安全計画、危機管理マニュアル(学校保健安全法第27条、第29条)

各学校において、学校の安全に関する取組に関する年間計画(学校安全計画)、危険発生時に教職員がとるべき措置の内容・手順を定めたマニュアル(危機管理マニュアル)の策定を義務付け。
※安全教育 = 交通安全教育、防災教育、防犯教育等

●文部科学省交通安全業務計画(交通安全対策基本法第24条第1項)

「学校においては、(中略) 交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場 を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域 の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行うこと。」

交通安全教育に係る指導者の養成

国

- ○学校安全指導者養成研修
- →各都道府県・指定都市等の指導者(リーダー) を養成 ※都道府県等の指導主事が参加





- ○学校安全教室推進事業(委託事業)
- ○都道府県等が独自で実施する研修
- →各学校の中核となる教職員を養成



交通安全教育に関する資料・教材の作成・配布等

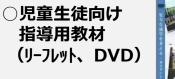
○教職員向け 学校安全資料 (冊子、DVD)















学習指導要領を踏まえた交通安全教育の推進

○安全に関する指導⇒体育科(保健体育科)、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的 な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行う

(例)体育科(保健体育科)において学校段階に応じて身に付けるべき事項の例

【幼稚園等】

○交通安全の習慣を 身に付けるように すること

【小学校】

○交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気づくこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解すること

【中学校

- ○交通事故や自然災害などによる傷害は、 人的要因や環境要因などが関わって発生 することについて理解を深めること
- ○交通事故等による傷害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できること について理解を深めること

【高等学校】

○交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。(二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする)



登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中 犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
- (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加 → 「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡ 登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による<mark>緊急合同</mark> 点検の実施、危険箇所に<mark>関する情報</mark>共有
- (2) 危険箇所の重点的な<mark>警戒・見守り</mark>
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

4. 多様な担い手による見守りの活性化

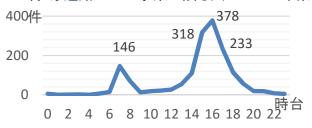
- (1) 多様な世代や事業<mark>者が日常活動の</mark>機会に気軽に実施できる「ながら見守り」 等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3)「子供110番の家・車」への支援等

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況 (土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



3. 不審者情報等の共有及び 迅速な対応

- <u>1) 警察・教育</u>委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや 迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等 の安全対策の推進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進



学校安全に関する課題

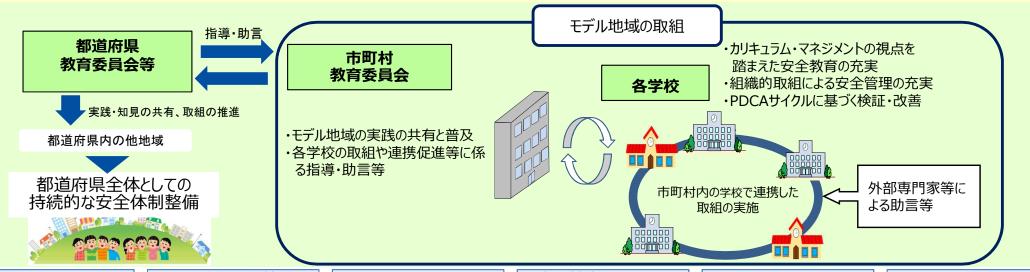
- ・学校安全に関し、地域間・学校間・教職員間の取組の差があるとともに、継続性が確保されていない現状がある。
- ・学校における働き方改革を受け、学校と地域の適切な役割分担を促進し、<mark>学校、家庭、地域及び関係機関が連携した、学校安全推進体制の構築</mark>を 図る必要がある。
- ・社会的環境の変化に伴う犯罪被害の多様化や気象災害の激甚化など、防犯・防災について一層の対応の必要性がある。

《学校安全推進体制の構築》

【都道府県又は指定都市教育委員会対象委託事業】

地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール(SPS)※等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と 外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国公立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。

※学校・家庭・地域・関係機関が一体となって学校安全の取組を継続的に実践する学校



安全教育の充実

教科等横断的な視点で の学校安全計画の策定、 新たな安全教育の手法 開発

国立・私立学校の 連携強化

国立・私立各学校を含めた学校安全について協議する推進委員会・ 実践委員会の実施

専門的知見の活用

学校安全に関する有識者(学識経験者等)との連携を図り、専門的知見の活用の促進

先端技術を活用した 設備・備品の充実

緊急地震速報受信機、 防犯カメラ、通学路安 全見守りシステム等の先 進技術を活用した安全 教育・安全管理の推進

中核教員の資質向上

中核教員の先進地視察や研修会への積極的な参加を促進

学校間連携の促進

災害発生時の学校間 相互支援体制の構築を 推進

安全教育の推進に関する調査研究

・安全教育の質的向上に向けた参考資料の作成

新学習指導要領及び平成30年度に取りまとめた『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』に基づく安全教育の 実践事例を収集整理した参考資料の作成

・学校管理下における事故防止に向けた調査研究 学校事故の傾向や主な要因を分析し、学校事故防止に向けた効果的な対策等を検討

学校安全総合支援事業における安全教育(生活安全)の実績・成果(冷和2年度モデル事業)

北海道

【主な取組】

○安全教育の充実に関する取組

(ア) モデル指導案の作成と実践授業の実施

(実践授業内容例)どの学年にも役立つオリジナル安全マップづくり (小学校・特別活動(学級活動))

目標 通学路に関する諸課題を認識し、解決方法などについて話し合い 解決方法を意思決定し、安全に対する意識を高め、実践につなげる。

実践内容 生徒が担当エリアごとにグループでわかれ、気になるところ

を探し、白地図に記録していく。グループ間で自分の経験などを元に意見交換を行い、

安全マップに入れてほしいことを話し合う。

(イ) モデル地域内での防犯教室の推進

「モデル学習指導案 | を踏まえた防犯教室

○安全教育の取組を評価・検証するための方法について

拠点校の児童を対象に本事業の事前・事後にアンケートを実施、学校 安全アドバイザーからの次年度に向けた助言

【成果】

- ・児童が通学路の安全について主体的に考える活動を取り入れた 授業により、防犯意識の向上
- ・児童間の意見交流による授業の活性化と防犯に対する理解度の 高まり
- ・モデル地域内各校への効果的な指導方法の普及

新潟県

【主な取組】

○安全教育の充実に関する取組

安全教育を様々な教科領域等と関連付け、モデル校の教育課程の中 に位置付け、各校の地域安全マップ・防犯避難訓練・防犯教室等の 内容や実施時期の見直しを行った。

中核となる活動の「地域安全マップづくり」を総合的な学習の時間・国語・学級活動、学校行事等で子どもの思考をつなげるとともに、安全に通学する視点として、キーワード『誰でも「入りやすい」・誰からも「見えにくい」』を共通なものさしとして関連付けながら、景色解読力を身に付けるようした。

○安全教育の取組を評価・検証するための方法について

モデル地域内の学校の児童、保護者を対象に事業前後に防犯教育に係る取組状況調査を実施した。モデル地域内の複数の学校の取組の進捗度を横断的に比較するとともに、前年度モデル地域となった上越市の取組と比較し、県内児童生徒並びに保護者の危機回避能力の向上を図るための課題を明確にした。

【成果】

- ・見た目で怪しいと判断するのではなく、危険な場所を自ら回避で きるような「景色解読力(危険予測能力)」が大幅に上昇した。
- ・地域安全マップづくりを通して、「入りやすく、見えにくい」 という景色を見て判断する力の大切さを全校に伝えたいという意 欲が高まる姿が見られた。

6

学校安全総合支援事業における安全教育(交通安全)の実績・成果(冷和2年度モデル事業)

北海道

【主な取組】

- ○安全教育の充実に関する取組
- (ア) 主体的に自らの安全を守る交通安全教育のための授業づくり

(実践授業内容例)自転車の安全利用に係る公開授業

(中学校・特別活動(学級活動))

目標 登下校時の自転車の安全な乗り方を理解し、交通ルールを守り 危険を回避する適切な行動について考えようとする態度を育てる

実践内容 事前に生徒のアンケートや通学路合同点検を行い、危険箇所の焦点化を図った。授業では、自転車と車の接触事故が多く発生している理由について、自転車と車の運転手の2つの視点から考え

るよう促した。また「安全に対して思い込み はないか」などの問を投げかけ、危険を予測・ 回避する資質・能力を高める工夫をした。



(イ)公開授業を踏まえたモデル地域内での交通安全教育の推進

中核教員によるワーキンググループ

○安全教育の取組を評価・検証するための方法について

拠点校の生徒・保護者を対象に本事業の事前と事後にアンケート を実施、学校安全アドバイザーからの次年度に向けた助言

【成果】

- ・自転車と車の運転手の2つの視点をもたせ、事故原因を考えさせることによる、事故防止に向けた生徒の視野の広がり
- ・系統的な交通安全教育の在り方についての教職員の理解の深まり

秋田県

【主な取組】

- ○安全教育の充実に関する取組
- (ア) 歩行環境シミューレータ「わたりジョーズ君」体験

三次元CGにより時間、季節、友達からの声かけなど多様な環境 を再現し、道路を横断しているような体験ができる歩行環境シミュ

レータ「わたりジョーズ君」を活用し横断に 必要な歩行能力と判断能力をチェックした。 体験児童以外についても、自分に置き換えて 考えさせることで、全員が横断しているよう な感覚で行うことができた。



- (イ) 通学路安全対策アドバイザー等による指導
- (ウ) 通学路安全アップの作成

危険を予測し、回避する力を育成する対応の一環として、通学路 安全対策アドバイザーの指導により、児童自ら、危険箇所の記載し たり、発表するなど、児童自ら考え作成を行った。

- ○安全教育の取組を評価・検証するための方法について
- ・各学校の取組については、統一した調査で取組の実施状況を把握
- ・県内の各学校・園を年間22校訪問し、具体的取組内容を確認

【成果】

児童に対する通学路安全対策アドバイザーや警察官及び交通心理 士等による専門的な視点に基づく講話、「わたりジョーズ君」に よる体験学習を通じて危険予測・回避能力の育成につながった。

セーフティプロモーションスクール (SPS) について

セーフティプロモーションスクール(SPS)とは、

・学校の組織的な活動、PTA・地域との連携、年間計画の実施・改善などの学校安全に係る7つの指標を設定し、「生活安全」「交通安全」 「災害安全」における「安全教育」「安全管理」「組織活動」に係る中・長期的な活動計画を策定し、関係機関が連携して科学的実証的な安全 対策に継続的に取り組む学校を「セーフティプロモーションスクール」として認証するもの。 ※令和3年3月1日現在の認証校25校

大阪教育大学内の「日本セーフティプロモーションスクール協議会」が認証。

【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針)」に、「組織的・実証的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を参考にした学校安全を推進する。」 と記載されている。≪第2章5(1)≫

セーフティプロモーションスクール認証の取組

日本SPS協議会 (学校安全推進 センター内)

活動支援、1年後の認証、 3年後の再認証

活動支援依頼、認証の申請

SPS認証に向けて 取り組む学校



学校が認証を受 けるまでの流れ

学校が、日本SPS協議会に対し、 活動支援を申請

日本SPS協議会の支援を受けて、 1年間、学校安全の取組を実施 1年間の活動実績を審査され、SPSと して認証される。※3年後に再認証

【安全に係る指標】

指標1 (組織)T	・学校安全委員会 ・コーディネーター配置
指標2(方略)S	・目標設定 ・リスク分類とリスク評価
指標3(計画)P	・年間計画への落とし込み
指標4 (実践) D	・協働による教育 ・成果の記録
指標5 (評価) C	・明確な根拠に基づく分析、評価
指標6(改善)A	・改善・次年度計画の反映
指標7 (共有) S	・地域を含めた総合的な共有

(SPS認証校の取組例) 台東区立金竜小学校

くけがや事故などを予防し、安全で健やかな学校 づくりを進める>(ソフトを中心とした安全対策)

危険予測•回避能 力を身に付ける安 全教育の充実

各学年の実態に合った安全教育、自ら予防 する熱中症対策、児童目線での安全点検、 実践的な避難訓練等の実施等

全ての教職員研 修・訓練の充実

4/3を金竜安全の日とし、全教職員で危機管 理マニュアルの共通理解、救命講習、不審 者対応・避難所開設訓練、一斉安全点検

保護者•地域 との連携

PTAとの合同安全点検、周辺の町会との情 報共有・交換会 ⇒信頼関係の構築 ⇒迷子児童の捜索・交通事故対応の向上等

校内での外傷 発生件数の減少



児童による安全点